

「NHK 番組改編事件」と「編集権」

戸崎 賢二*

戦後、占領政策の中で生み出され、新聞労働者の新聞民主化運動を抑圧する道具となった「編集権」概念が、今も生き残って、時折すがたを現す。最近では、政治家の圧力を受け、その意思を押し量って番組を改編したとされるNHK「ETV2001」事件において、被取材者に対する「編集の自由」を主張する際、明示的ではないまでも、この概念を踏まえた主張が見られた。この事件をひとつの素材とし、放送現場の体験から、「編集権」概念を考察し、それに対抗するための課題と方策を探る。

キーワード：編集権、NHK、「ETV2001」事件、知る権利、内部的自由

はじめに

歴史を縫うように、時折すがたを見せてきた「編集権」という概念が、NHK 番組への政治介入が問われた「NHK 番組改編事件」で久しぶりに出現した。「編集権」など過去のことかと思っていた者にとっては、「まだ生きていたのか」という印象である。

今回「編集権」についてささやかなノートを作成しようと思ったのは、長く関心を持ってきたNHKの番組改編事件の背後に、「編集権」の存在が見え隠れし、この番組制作経過全体に「編集権」の支配、あるいは「編集権」の主張、というもう一つの色彩を付与しているからである。

先行研究では、「編集権」とは、戦後、新聞社

の労働組合による民主化運動を規制しようとした占領軍の命令によって、当時の新聞経営者が都合よく獲得した概念であって、マスコミ労働運動を弾圧する手段として猛威を振るったこと、にもかかわらずその概念が何ら法的な根拠がないこと、などが一致して明らかにされている。

本稿では、こうした「編集権」そのものの理論的検討には詳しくは立ち入らない。メディア研究者の間では周知のことであろうし、もともと研究者でもない筆者の能力を超える。

筆者は1999年の定年まで37年間、NHKの現場のディレクターとして仕事をしてきた。そのため、主要な関心は、放送の現場にとって「編集権」とはどういうものか、「編集権」に対抗する職場の論理は構築しうるのか、というところに向いている。「番組改編事件」自体がそのような問いを発し続けており、同時に、現場体験者には、「もしあなたがその場にいたらどう振

*元愛知東邦大学教授

る舞うか」という逃げようのない問いをいまだに突きつけてもいるからである。

1. 「NHK 番組改編事件」

一般に「NHK 番組改編事件」といわれるのは、周知のように、2001年1月30日に放送された「ETV2001 シリーズ戦争をどう裁くか 第2回 問われる戦時性暴力」をめぐる事件のことである。

放送の前年12月に、アジア各国の日本軍「慰安婦」の被害者が証言する民衆法廷「女性国際戦犯法廷」（以下「女性法廷」という）が開催された。番組はこの法廷を取材し、日本軍による戦時性暴力を「人道に対する罪」という国際法の枠組みの中で検証しよう、という意図で制作されたのである。

放送前から右翼の激しい抗議行動があり、日本軍「慰安婦」の記述を教科書からなくすことを課題に掲げた国会議員の議連「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（以下「若手議員の会」という）の右派政治家からの圧力、干渉が噂されるようになる。

こうした状況の中で、通常は担当班のプロデューサーの判断で放送していた番組にたいし、放送部門のトップである放送総局長（松尾武専務理事）と、政治家対応を専門とする幹部職員（野島直樹総合企画室担当局長）が編集に強く関与した。幹部は放送前日、「若手議員の会」事務局長の安倍晋三官房副長官（当時）に、番組内容の説明に向いたあと、現場が完成させた番組に問答無用の削除、改変命令を繰り返した。

その結果、放送された番組は、女性法廷の意義を考えるとという基本のコンセプトが改変さ

れ、法廷を非難する識者のコメントを長時間組み込んだうえで、核となる「慰安婦」と日本軍兵士の証言が削除されるなど、無残なものとなった。

取材に全面的に協力した女性法廷の主催団体のひとつ「『戦争と女性への暴力』日本ネットワーク」（VAWW-NET Japan 以下「バウネット」という）は、放送を見て驚愕し、番組に対する期待と信頼を裏切られ、NHKが改編の経過の説明責任を果たさなかったため、番組から離脱する自己決定権を侵害された、として、NHKに損害賠償を求める訴訟を提起した。

裁判は2008年6月の最高裁判決まで、8年間続けられ、結果はNHKの勝訴に終わったが、第二審の東京高裁判決は、事実認定で、

「……松尾と野島が相手方（国会議員等）の発言を必要以上に重く受け止め、その意図を忖度してできるだけ当たり障りのないような番組にすることを考えて試写に臨み、その結果、そのような形にすべく本件番組について直接指示、修正を繰り返して改編が行なわれたものと認められる」

と指摘した。さらに、この経過について、NHKを次のように厳しく批判する。

「……前記のとおり憲法で尊重され保障された編集の権限を濫用し、又は逸脱したものと云わざるを得ず、取材対象者である一審原告らに対する関係においては、放送事業者に保障された放送番組編集の自由の範囲のものであると主張することは到底できないというべきものである」

最高裁では、この事実認定について否定も肯定もしていないので、「政治家の意図を忖度した」という司法の評価は、現在も残ったままである。

この裁判の経緯を通じ、番組で何が削除され、現場制作者の編集の意思がどのように抑圧され、屈服を強いられたかが、次第に明らかになった¹⁾。

2. 「編集権」の亡霊

番組制作経過で、幹部の現場への指示が、「編集権」の存在を明示して、その名のもとで行なわれた、ということはおそらくなかったと思われる。なぜなら、特段の権威づけがなくても、上司と下部の関係の中で、改編命令は貫徹できたからである。拒否すれば処分を受ける可能性があった。

しかし、NHKの「編集権」の主張は、まず裁判過程で現れた。東京地裁では、NHKは事実認否そのものを拒否したが、そのときの理由に「編集権」が使われたと原告パウネットは抗議する。

原告の故松井やより氏は、「編集権はあの番組の改ざんを許しただけでなく、改ざんの責任を追及する抗議に対しても説明責任回避の口実とされ、今NHK裁判で、改ざんのプロセスについての事実認否拒否の理由とされている」とコメントしている²⁾。

その後、番組の担当者であった長井暁氏(当時番組デスク)が内部告発を行ない、プロデューサーであった永田浩三氏が、東京高裁で政治の圧力をうかがわせるさまざまな事実を証言したことなどから、NHK内部で上司が理不尽ともいえる改編指示を行なった実態が明らかになった。

こうした告発や証言は、NHK幹部や、圧力をかけた政治家には不利な印象を作り出すものであった。この事態を十分に意識して、国会と

NHK経営委員会の席上で、NHKにおける「編集権」の存在を確認する動きが生まれる。

2008年3月31日、参議院総務委員会で、自民党の世耕弘成議員は、「ETV2001」のこの番組に関して、NHK福地会長に「編集権」の所在について以下のように質問した³⁾。

世耕弘成議員 ……NHKとしてのこういった権利、編成権、編集権、あるいは報道の自由、表現の自由といったものは一体だれに、どこに帰属するのでしょうか。これは現場の記者に帰属するものなのか、あるいは番組を作っているディレクターやプロデューサーに帰属するものなのか、あるいはやはり組織としてのNHKに帰属しているんだから当然会長の下に帰属していると考えべきなのか、そのことについてまず会長の御見解をお伺いしたいと思います。

NHK福地茂雄会長 日本放送協会におきます編集権の行使権限といいますのは、日常業務、業務執行を総理しております会長としての私にあると考えております。しかし、この編集権は放送番組に関する責任と表裏一体の関係にございますので、通常、実際の運営につきましては放送部門の最高責任者でございます放送総局長に分掌しております。したがって、個々の番組の制作者等、放送現場にはそういった編集権はないというふうに理解をいたしております。

報道の自由は報道の主体となります報道機関が共有するものでございまして、したがって法人としてのNHKに帰属するものと考えております。以上でございます。

世耕弘成議員 大変明確な御答弁ありがとうございました。(中略) NHKでは、過去、昭和天皇を戦争犯罪人として一方的に裁くようなとんでもない番組が作られたこともあるわけですけれども、

是非これは組織としてしっかりとこれから管理監督をしていていただきたいと思います。（下線は筆者。以下同じ）

最後の「とんでもない番組」はもちろん「ETV2001」のことだ。実際には「昭和天皇を戦争犯罪人として裁く番組」ではなかったのだが、右派政治家にはそのようなものとして刻印されていたことがわかる。

もうひとつ、幹部の番組改編を「編集権」で合理化しようとするやりとりがあった。最高裁判決のあと2008年6月24日に開かれたNHK経営委員会での小林英明委員の発言である⁴⁾。小林氏は安倍晋三元首相の名誉毀損事件の裁判で弁護士を務めた人物といわれている。

小林委員 先ほどの「ETV2001」の最高裁判決についてです。勝訴したことは喜ばしいことですが、これはNHKにも重い責任があることを示したものだと思います。（中略）つまり、放送事業体、すなわち法人としてのNHKに編集権、自主的判断権があり、放送現場個々にあるものではないということですよ。したがって、NHKが放送する以上、法人のNHKとして、きちんと責任を持った体制で、内容を吟味して放送するようにということです。放送現場が独走して、法律や倫理に違反した番組を作らないように、しっかりした体制で、きちんとした番組を作っていただきたいという趣旨の判決だと思いますので、その点をよろしく願いいたします。

福地会長 おっしゃるとおりだと思います。記者や制作者はそれぞれ個人としての思想があると思いますが、NHKとして放送する以上は、ニュースや番組の内容は不偏不党でなくてはいけないと思います。私も、報道担当の今井理事もそのよう

に考えております。

小林委員 ぜひ、よろしく申し上げます。

この二つの議論は、いずれも編集の自由が現場にはないことを確認しようとするものであった。「ETV2001」の現場制作者が、とんでもない番組をつくらうとした、独走して（このような）法律や倫理に反する番組を作らないよう監督せよ、というきわめて高圧的な発言である。会長は質問者に同意したが、公式の場ではこのように答弁するほかないのかもしれない。しかし、この委員の発言は、制作スタッフだけでなく出演者、作家、アーティストなど多様な才能が参加して日夜営まれている番組、ニュースの現場に対し、驚くほど想像力を欠くものだ。そればかりか、現場で働く人びとへの蔑視さえ感じられよう。

NHKでは「編集権」は会長が行使し、個々の放送現場にない、などという主張は、現場の実態からひどく遊離し、建て前だけの、ほとんどフィクションというべきものである。

いったい、こうした異様な「編集権」概念はどこからきたのか。これは敗戦間もなく作られたものに由来する。国会と経営委員会での議論は、あたかも敗戦直後の過去の亡霊がよみがえったかのようなのである。

3. 新聞協会の「編集権」とNHKの「編集権」

まず歴史的に成立した「編集権」概念がどのようなものであるかを、1948年3月16日に日本新聞協会が発表した「編集権声明」で確認しておく。

（新聞の自由は憲法によって保障された権利であり、その確立、維持の責任を遂行するため

に「編集権」があると主張する前文は略す)

1. 編集権の内容

編集権とは新聞の編集方針を決定施行し報道の真実、評論の公正並びに公表方法の適正を維持するなど新聞編集に必要な一切の管理を行う権能である。編集方針とは基本的な編集綱領の外に随時発生するニュースの取扱いに関する個別的具体的方針を含む。報道の真実、評論の公正、公表方法の適正の基準は日本新聞協会の定めた新聞倫理綱領による。

2. 編集権の行使者

編集内容に対する最終的責任は経営、編集管理者に帰せられるものであるから、編集権を行使するものは経営管理者およびその委託を受けた編集管理者に限られる。新聞企業が法人組織の場合には取締役会、理事会などが経営管理者として編集権行使の主体となる。

3. 編集権の確保

新聞の経営、編集管理者は常時編集権確保に必要な手段を講ずると共に個人たると、団体たると、外部たると、内部たるとを問わずあらゆるものに対し編集権を守る義務がある。外部からの侵害に対してはあくまでこれを拒否する。また内部においても故意に報道、評論の真実公正および公表方法の適正を害しあるいは定められた編集方針に従わぬものは何人といえども編集権を侵害したもものとしてこれを排除する。編集内容を理由として印刷、配布を妨害する行為は編集権の侵害である。(新聞協会「新聞編集権の確保に関する声明」)

声明に際して発表された新聞協会事務局の解

説によれば、「編集権」は所有権、経営権に由来し、その行使者は、経営者とその委託を受けた編集管理者に限られることになる。経営者とは取締役会、理事会を、編集管理者とは主筆、編集局長などを指すという⁵⁾。

このような「編集権」が、その後労資の関係の中で、配転、首切りといった処分の理由として使われ、新聞社を外圧から守る、というよりも、その「内部」に向かって威力を発揮したことは周知の事実である。解説では、「編集権」を守るために、内部からの侵害に対してはこれを排除し、懲戒処分等も正当な行為とされていた。

こうした新聞協会の「編集権」は、やがて放送分野にも波及し、新聞協会加盟社であるNHKにも取り込まれた。

NHKにおける「編集権」としてよく引用されるのは、NHK法規室が1970年に作成した解説書のつぎの一節である⁶⁾。

「この権限(「編集権」)は、会長の業務執行権限の中枢をなし、さらに協会内の業務執行権限体系により、指揮監督の編み目により放送番組業務管理の末端まで及んでいる。したがって、単位番組の企画から個別番組の制作・送出にいたる編集・放送のすべての段階において、一般職員の業務は、すべて就業規則による業務遂行上の義務であって、編集に参加する権利が一般職に与えられているものではない」

4. 「編集権」に抗して

「ETV2001」での幹部の改編行為が、このような「編集権」の発動だとされるなら、「編集権」とはまことに暴力的なものと言わざるをえ

ない。

対外的には、取材に協力した市民団体（この番組ではバウネット）の期待と信頼を裏切り、女性法廷という事実から学び、考えるという番組の基本的なコンセプトを乱暴に改変した。NHK 内部では、番組の核心となるべき証言を構成に組み込んだ現場の編集内容が、幹部によって無残にも改編され、担当者の思想信条の自由は厳しく抑圧された。

このような行為を正当化する「編集権」なるものは、花田達朗氏が正当にも主張するように、原則として廃止すべきものである⁷⁾。もちろん「編集権」自体を認めない、という主張は花田氏に限らない。私のかかわっている視聴者団体「放送を語る会」も、NHK 改革の提言の中で、明確に「編集権」は不要、と主張した⁸⁾。

ただ、「廃止すべき」という主張がいくら正当であっても、現実には廃止されるわけではない。またその要求は、現実のNHKの職場では、一種理念的で抽象的たることを免れないであろう。各番組セクションは、それなりに自律的に番組内容を決定しており、大きな編成方針を別にすれば、会長のもつ「編集権」が職場に及んでいる、とは実感できないからだ。とくに地方局ではそうだろう。

では、「編集権」に抵抗し、無化する取り組みの必要はないのだろうか。けっしてそうとは言えない。

「編集権」が声高に主張されるのは、「ETV2001」の改編のような、異常で特別な場合であるとしても、これは伝家の宝刀であって、いつ抜かれるかわからない暗黙の存在なのである。「編集権」は、新聞協会の声明でもわかるように、本質的には内部の従業員に向かうものであり、明示的であれ黙示的であれ、違反

者には懲罰を伴う経営者の武器である。

2006年夏、改編事件について、勇氣ある告発をし、また法廷で政治介入についてNHKの公式見解とちがう証言をした二人のプロデューサー、永田浩三氏と長井暁氏を、番組制作現場から外すという懲罰的な配転人事が行なわれた。この事実「編集権」の本質が貫徹しているのを見ないわけにはいかない。

北朝鮮の「飛翔体発射」の騒ぎでは、テレビは政府の危機管理のシステムに従って、政府の情報を無批判に垂れ流した。現在も拡大されつつあるが、将来、日本が参加する軍事行動がある場合、NHKはジャーナリズムとして、批判的で客観的な報道ができるであろうか。いわば「非常時」に「編集権」がまた登場し、事実を伝えようとするジャーナリストを抑圧する危険はないであろうか。

危機的な状況の際、現場制作者が、抵抗を弱め、諦めるときに、「編集権」の存在を内面の根拠にしてしまうことも懸念される。

これらの事情をさまざまに勘案すると、やはりいまNHK執行部がとっている「編集権」概念にたいし、これを無力化し、簡単には発動させない取り組みが求められる

これまで、幾つかの抵抗の論理が語られてきた。とりあえず典型的な二つの議論を見てみたい。

第一は、日放労（NHK 労組）の主張に典型的にみられる、経営と「編集権」を分離すべきという主張である。1991年に奥田良胤委員長を執筆者として発表された「新公共放送論」では、つぎのような具体的な記述がある。

「なるべくトラブルを起こしたくないという意識が優先しがちな経営者の圧力によって番組が歪め

られるのを防ぐためには、組織運営上も、経営の機能と番組編成の機能を明確に分け、番組に関する最終決定は、経営に携わらない番組編成の責任者がおこなうようにすることが必要です。NHKの現行組織でいえば、放送総局長、番組制作局長、報道局長はいずれも、役員(経営者)にならない番組編成部門の長とし、その最終判断で番組が制作され、放送されるようにしたらどうでしょうか」(P144)

これに続いて、日放労が1999年に発行した「公共放送ルネサンス99」は、西部ドイツ放送協会では「編集権」は協会にあるが、その権利はジャーナリストに委ねられている、と指摘して、つぎのようにいう。

「私たちは、概念としては、この西部ドイツ放送協会のものを参考にしたいと思います。まず、経営権と編集権の分離です。経営職と専門職の分離とも言いかえられます。編集権は経営者にあるのではなく、放送現場のトップにあることを明確にする必要があります。」(P231)

組合は、番組編成のトップに「編集権」を持たせるだけでなく、現場制作者の「内部的自由」を保障するために「編集協議会」を設置する要求も提起している。この機関は、番組制作に携わる者が、自らの良心に反する業務を命じられたり、内容を改変されたとき、事実関係を調査のうえ裁定を行なう機能と権限をもった内部機関で、経営者側と制作・取材の現場代表がそれぞれ推薦する同数の委員で構成する、というものである。

「ETV2001改編事件」が起こってみると、この「編集協議会」の提案は、けっして過去のも

のではなく、いまなお力をこめて追求すべき課題であるように思われる。「編集権」を経営から分離して、番組制作のトップに持たせよ、という主張が、同時にこうした内部的自由の制度の要求と併せてなされるならば、それは一定の説得力をもつものとなるにちがいない。

このように、経営と編集を分離すべき、という主張は、メディア労組ではありうるものだが、私にはやはり違和感がある。なによりもこの主張は「編集権」の存在を前提にしているからだ。

現場は、日常的にはすでに上司と部下の関係で動いており、これに新たな権威を加えることはむしろ有害である。仮に上司の指示が説得力のないものであっても、「編集権」をちらつかせて現場を抑えることが可能になるだろう。

では、「編集権」をトップの放送総局長から番組制作局長に、さらに各部の部長にまで下ろしていくのはどうか。日常の番組の最終判断は、すでにこのようなかたちで行なわれており、そこに新たな権威づけは必要ない。「編集権」による上下の階層的支配関係を際限もなく強化するだけである。

職場の上下関係による理不尽な強制は、そんなにしばしばあるわけではない。上司と部下が同志的な協同作業を通じて番組を作っていくことのほうが日常であろう。もし、現場制作者が納得できない事態であれば、それは取材し、獲得した事実(映像や音声)に依拠し、取材者の体験そのものを武器に抵抗するしかないのである。

ただ、その際、「編集協議会」のような紛争処理機関の創設が切実な意味をもつことはいまでもない。経営と編集の分離とあわせて、こうした機関の設置を労働組合の実力をかけて経営

にせまること、これは「編集権」を無化する重要な闘いの課題となるだろう。

5. 「知る権利」と「編集権」

経営者が独占するとされる「編集権」に対抗する論理の第二は、「編集権」はそもそも国民の「知る権利」に由来するものであり、経営者が無制限に行使することは許されない、というものである。これは筆者がわざわざ概括するまでもない、広く展開されてきた主張である。

民主主義社会の維持と発展のためには、社会の成員は、その意見を形成するために、社会に関する多様な情報、事実、思想などを充分に入手することが欠かせない。メディアはこのような「知る権利」の要求に応えるよう国民の信託を受けている。「編集権」はしたがって、本来はメディアの受け手に属するものである、という主張が一般にはされてきた。とくに論者をあげる必要がないほど、多くの研究者、ジャーナリストが同様の議論を重ねてきた。

「ETV2001事件」を論じた文章の中では、岐阜大学の野原仁氏の論考が印象に残っている。野原氏はその論考の中で、「NHKの資本・運営資金を視聴者が負担していることの対価として、本質的にはオーディエンスとしての市民がNHKの運営全般（人事や番組内容も当然含まれる）についての決定権を有している」と指摘している。

たしかに、「編集権」が所有権、財産権に基づくという新聞協会の主張を認めれば、NHKの財産を形成した受信料支払い者に「編集権」が帰属することになる。

野原仁氏は、ここからただちに「編集権」は市民がもつ、と言うつもりはない、とした上

で、運営方針の重要な一部である編集についても実質的な主権者として市民が直接参画できるようにしくみづくりが必要だと主張する。この論考はNHKの「編集権」についての原則的で確かな主張の代表的なものである⁹⁾。

このように、「編集権」は受け手の「知る権利」の信託にもとづくべきもの、という主張は、経営者の恣意的な「編集権」の運用に歯止めをかける有力な論拠であることはいうまでもない。筆者もこれまで同様の趣旨のことを書いたり、発言したりしてきた。

「知る権利」を、大きな概念としてとらえれば、理念としてはその通りである。しかし、番組制作現場で、個別具体的なケースで考えると、ことはそれほど簡単ではない。

直近の例でいえば、2009年4月5日放送のNHKスペシャル「JAPANデビュー第1回アジアの“一等国”」にたいし、「偏向している」「放送法違反」などという激しい攻撃が集中した。この番組は、台湾の人びとに屈辱を与えた植民地支配の歴史を発掘した優れた番組だと思うが、「ETV2001事件」にも登場した保守系議員らが参加して、この番組を検証する「公共放送のあり方について考える議員の会」を設立するなど圧力を強めている¹⁰⁾。

偏向番組だという抗議は、番組が日本の台湾統治のプラス面を伝えない一方的なものだというものである。この抗議者からみれば、日本の台湾支配について、本来国民に伝えられるべき事柄が伝えられず、「知る権利」を侵害されたということになろう。もし、この番組へのクレームを「知る権利」の主張のひとつであると認定するなら、ここでは批判者の「知る権利」と、台湾統治の本質についての番組制作者の表現の自由とが、真っ向から衝突しているこ

となる。

6. 放送局内で働く人びとの編集の権利

上記の問題提起はややトリッキーだったかもしれない。放送局で働く人びとが、国民の「知る権利」の信託を受けている、という場合、それは個々の番組について「知る権利」に応えるだけに限定されるものではないであろう。(応えることは重要であるが)

「知る権利からの信託」は、現場制作者の地位を原則的に定めるものととらえたほうがよいと思われる。すなわち、視聴者の「知る権利」に応える立場に置かれることは、ただちにそこから派生する権利を現場制作者が獲得することを意味する。信託を受けるという受身の精神にとどまらず、それを放送人固有の権利として主張しなければならぬ。メディア内において、視聴者の「知る権利」を実現する主体としての権利である。

あとはこの任務を自覚した制作者が、自主、自律的な番組制作を貫くことに全力をかけるほかないのである。

こうした地位が、経営者(NHKにあっては理事以上)だけに与えられるとは到底考えられない。なぜなら、放送内容は、ほとんどすべて放送労働者の個々の思想・信条・教養にもとづく認識能力、表現能力によってつくられるからである。

自動車を製造する労働者は、自らの思想・信条とは関係なく車を組み立てることができる。しかし、放送労働者の労働は、働き手の思想・信条そのものが商品となる特殊な性質を持っている。経営者は、プロデューサーやディレクターを雇用し、支配下に置くが、その内面までは

支配できない。しかし、その内面の表現こそが放送では商品(番組・ニュース)となるのである。

ここから、「知る権利」からの信託に放送局が応えるということは、個々の番組、ニュース制作の現場の自律性を最大限に尊重すべきこと、という当然の認識が導き出される。経営者が強権を発して放送労働者の内面まで支配しようとするれば、放送企業は視聴者の支持を失い、活力と生命力を枯渇させ、衰退する。

これまで、「現場制作者」という曖昧な用語を使ってきたが、どの範囲をさすかについては意見が分かれるところだろう。筆者は、ごくおおざっぱに言って、ディレクター、プロデューサー、記者、カメラマン、キャスター、アナウンサー、リポーター、技術スタッフその他、車両の運転手に至るまで、番組制作・ニュース取材に直接かかわる人びとをイメージしている。NHKの職員であるか外部プロダクションのスタッフであるかは問わない。

これらの膨大な数の人びとは、実は市民として社会の中で生活し、何が問題か、何を放送で取り上げなければならないかを考える存在でもある。この多様性が、視聴者の多様な「知る権利」の要請に応える保証ともなるのである。

以上のような現場制作者の地位は、経営者が占有するという歴史的「編集権」とは真っ向から対立せざるをえない。NHKの「編集権」概念は、会長が国会での答弁したように、個々のディレクター等、現場には「編集権」はない、というものであった。このような「編集権」概念はほとんどフィクションに近く、打破すべき対象というほかないのである。

筆者は現場制作者を理想化してとらえていると思われるかもしれないが、客観的にみれば、

これら現場制作者群は、民主主義社会の維持と発展のため「知る権利」に応えるという巨大な任務に比べれば、社会の中ではごく限定された限界のある集団だととらえる必要がある。

だからこそ、現場は、視聴者市民との回路を意識的につくり、個々の番組の批判を受けて鍛えられ、また励まされる多様な機会を持つ必要がある。また、自らと視聴者の双方の利益のために、組織的なジャーナリズム教育をきちんと受けられるように、局内にBBCが設置したようなジャーナリスト学校の設定を要求すべきである¹¹⁾。

しかし、内部的自由の機構にせよ教育にせよ、どんなに制度的な保証をしたとしても、現場の放送人としての衰弱、企業内に閉じた精神が蔓延しているようでは意味がない。

最後に「ETV2001事件」に戻るが、思い返せば、中国と東チモールの「慰安婦」と、加害者の兵士の証言が放送直前に削除され、視聴者に届かなかったのは取り返しのつかない罪だった。後になって人生をかけて告発し、また勇気をふるって法廷で証言した二人のプロデューサーは、前述のように報復人事で現場から外された。

「ETV2001」問題についての職場の取り組みは、けっして組織をあげた規模の大きなものにはなっていない。このような職場では、経営者の「編集権」と闘うことは困難である。BPO放送倫理検証委員会の意見書が発表されたいま、この事件を振り返って、そこから教訓を導き出すことは、「編集権」を無力化するうえでも、現場にとって欠かせない作業である¹²⁾。

注

- 1) 「NHK番組改編事件」の経過については、詳細で資料も論考も豊富なものとして、メディアの危機を訴える市民ネットワーク編『番組はなぜ改ざんされたか』（一葉社、2006）パウネット編『消された裁き』（凱風社、2005）がある。筆者のものでは、戸崎賢二『NHKへの政治介入疑惑とテレビ制作者の権利』（東邦学誌35巻第2号2006）参照。
- 2) 『パウネットニュース』（2002年2・3月号）
- 3) 国会の議事録サイトに全文がある。
- 4) NHKオンライン「経営委員会第1071回議事録」
- 5) 日本新聞労働組合連合『資料「編集権」と「真実の報道」』による。
- 6) 法規室の解説書の文章は、日放労発行の「公共放送ルネサンス99」から転記
- 7) 花田達朗「メディアと公共圏のポリティクス」（東京大学出版会 1999）176ページ
- 8) 放送を語る会『可能性としてのNHKへ向かって～NHK経営者と現場への提言～』（2006年 放送を語る会ホームページ）
- 9) 野原仁『市民拒否の論理としての「編集権」』（前掲『番組はなぜ改ざんされたか』所収）
- 10) 『朝日新聞』（09年6月12日）
- 11) BBCの「ジャーナリズム学校」については、須藤春夫『英国BBCのジャーナリズム学校は「報道の価値」のために何を教えるか』（『ジャーナリズム』2009年4月号 朝日新聞社）に紹介がある。
- 12) BPO放送倫理検証委員会「NHK教育テレビ『ETV2001シリーズ戦争をどう裁くか』第2回「問われる戦時性暴力」に関する意見」（09年4月28日）放送倫理検証委員会は、NHK幹部が放送前に政治家に説明に行ったことを、NHKの自主・自律を危うくする行為と批判。NHK内の放送人にこの番組の過程を検証し、考えることを求めた。